

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB は、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する

目次

背景

目的

範囲

削減された開示要求

発効日

さらなる情報

本 iGAAP in Focus では、国際会計基準審議会（IASB）が 2024 年 5 月 9 日に公表した IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の概要を解説する。

- IASB は IFRS 第 19 号を公表し、要件を満たす子会社が財務諸表に IFRS 会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める。
- 子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的なまたは中間的な親会社が、IFRS 会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。
- IFRS 第 19 号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、これを適用することを選択する子会社についての開示要求を示す。
- 新基準は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

背景

親会社が IFRS 会計基準を適用する場合、子会社は、通常、連結目的で親会社に報告する際に、IFRS 会計基準の認識および測定 of 要求事項を適用する。

IASB は、こうした子会社の一部が、自身の財務諸表を IFRS 会計基準を適用して作成しながら開示要求を削減することを望んでいるというフィードバックを受けた。

詳細は、下記 Web サイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

IASB は、「中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs 会計基準）」は、その認識と測定 of 要求事項が IFRS 会計基準のものと異なるため、これらの子会社にとって魅力的ではないことを認めた。

これにより、IFRS for SMEs 会計基準を適用する子会社は、親会社への報告のために追加の会計記録を維持する必要がある。

この問題に対処するため、IASB は、2021 年 7 月に「公的説明責任のない子会社：開示」と題した公開草案(ED)を公表した。IASB は、IFRS 第 19 号を公表することにより、この ED を最終化した。

見解

IASB は、ED の提案に以下の重要な変更を加えた。

- 基準で使用される用語は、IFRS 会計基準で使用されている用語と整合させる
- 詳細な開示要求、特に金融商品に関する開示要求を修正する
- 信用リスクに関して狭い範囲の開示要求を導入し、要件を満たす子会社の 1 つのグループのみに適用する
- 引き続き適用する他の IFRS 会計基準の開示要求への参照場所を含め、基準の構成を変更する

目的

IFRS 第 19 号は、他の IFRS 会計基準の開示要求の代わりに企業が適用することが認められる開示要求を規定している。

範囲

企業が IFRS 第 19 号を適用することが認められるのは、報告期間の末日現在で以下のすべてに該当する場合に限られる。

- 子会社である（これには中間的な親会社が含まれる）
- 公的説明責任を有していない
- 最終的なまたは中間的な親会社が、IFRS 会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している。

子会社は、以下のいずれかの場合には公的説明責任を有している。

- 企業の負債性金融商品または資本性金融商品が公開市場（国内または国外の証券取引所または店頭取引市場（地方市場および地域市場を含む））で取引されているかまたは公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合
- 主要な事業の 1 つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合（例えば、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー/ディーラー、投資信託会社および投資銀行は、多くの場合、この 2 つ目の要件を満たす）

見解

IFRS 第 19 号における公的説明責任の定義は、IFRS for SMEs 会計基準におけるものと同じである。したがって、要件を満たす子会社は中小企業の一部である。IASB は、IFRS 会計基準を適用する親会社に報告する必要があるため、IFRS for SMEs 会計基準の適用に魅力を感じない中小企業の一部のコストおよび便益を考慮して IFRS 第 19 号を開発した（上記の「背景」を参照）。

要件を満たす企業は、連結財務諸表、個別財務諸表、または単独の財務諸表に IFRS 第 19 号を適用することができる。連結財務諸表に IFRS 第 19 号を適用しない中間的な親会社は、要件を満たす場合、個別財務諸表で IFRS 第 19 号を適用することができる。

IFRS 第 19 号を適用する選択または選択の取消し

ある報告期間に IFRS 第 19 号の適用を選択した企業は、その後その選択を取消すことができる。また、企業は IFRS 第 19 号を複数回適用する選択を行うことも認められる。

比較情報(すなわち、前期の情報)は、IFRS 第 19 号が当期に適用されるかどうかに基づいて決定される。

- IFRS 第 19 号を当期に適用しているが直前期には適用していない企業は、当期の財務諸表において報告したすべての金額について、比較情報を提供することが要求される。ただし、IFRS 第 19 号または他の IFRS 会計基準が他の方法を認めるかまたは要求している場合は除く。
- 同様に、IFRS 第 19 号を前期に適用したが当期に適用しないことを選択する（またはもはや要件を満たさなくなった）企業は、当期の財務諸表において報告したすべての金額について、前期に係る比較情報を提供することが要求される。ただし、他の IFRS 会計基準が他の方法を認めるかまたは要求している場合は除く。

IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の変更の要求事項は、IFRS 第 19 号を適用する選択または選択の取消しには適用されない。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

IFRS 第 19 号は、IFRS 第 1 号を適用する要件を満たす企業（例えば、最初の IFRS 財務諸表を作成する企業）に対して、IFRS 会計基準の初度適用に関する削減された開示を提供している。

IFRS 第 19 号を適用する選択または選択の取消しは、それ自体では、企業が IFRS 第 1 号の意味における IFRS 会計基準の初度適用企業の定義を満たすことにはならない。

削減された開示要求

IFRS 第 19 号の開示要求は、他の IFRS 会計基準に規定された開示要求の削減版である。

IFRS 第 19 号は開示のみの基準である。IFRS 第 19 号を適用する要件を満たす子会社は、認識、測定および表示の要求事項について、他の IFRS 会計基準の要求事項を適用することが要求される。開示の要求事項については、以下の場合を除き、他の IFRS 会計基準の開示要求の代わりに IFRS 第 19 号が適用される。

- 他の IFRS 会計基準における開示要求の一部は、IFRS 第 19 号を適用する企業に依然として適用される。これらは IFRS 第 19 号に定められている。
- IFRS 第 19 号を適用する企業が、IFRS 第 8 号「事業セグメント」、IFRS 第 17 号「保険契約」または IAS 第 33 号「1 株当たり利益」も適用する場合、それらの他の基準のすべての開示要求を適用することが要求される。
- 新 IFRS 会計基準または修正 IFRS 会計基準には、当該新基準または修正基準への企業の移行に関する開示要求が含まれている場合がある。これらの移行の開示要求に関して IFRS 第 19 号を適用する企業に与えられる救済措置は、新 IFRS 会計基準または修正 IFRS 会計基準に規定される。

IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に従って、IFRS 第 19 号を適用する企業は、IFRS 第 19 号が要求している特定の開示からもたらされる情報が重要性があるものではない場合には、その開示を提供することは要求されない。

企業は、IFRS 第 19 号における具体的な要求事項への準拠が、財務諸表の利用者が、取引、他の事象および状況が企業の財政状態および財務業績に与える影響を理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討することが要求される。

財務諸表が IFRS 会計基準および IFRS 第 19 号の要求事項に準拠している企業は、IFRS 第 19 号を適用した旨の記述とともに、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を注記において行うことが要求される。

発効日

IFRS 第 19 号は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。企業が IFRS 第 19 号を早期適用することを選択した場合、その旨を開示することを要求される。

IFRS 第 18 号

[IFRS 第 18 号](#)は 2024 年 4 月に公表され、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置き換える。IFRS 第 18 号は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。IFRS 第 18 号が最初に適用される報告期間より前の報告期間に IFRS 第 19 号を適用することを選択した企業は、IFRS 第 19 号の付録に規定された一連の修正された開示要求を適用することを要求される。

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の修正

2023 年 8 月に公表された「交換可能性の欠如」は、IAS 第 21 号を修正し、新たな開示要求を追加した。IAS 第 21 号の修正は、2025 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。企業が 2025 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度に IFRS 第 19 号を適用し、IAS 第 21 号の修正を適用していない場合、「交換可能性の欠如」に関する IFRS 第 19 号の開示要求を適用することは要求されない。

見解

IFRS 第 19 号は、他の IFRS 会計基準における新たなまたは修正された開示要求と整合し、最新の状態を保つために、必要に応じて修正される。IASB は新たな基準を策定する場合または基準の修正を行う場合には、開示要求の削減に関する原則を適用し、要件を満たす子会社のコストおよび便益を評価する。その後、IASB は、開示要求の削減に関するフィードバックを得て、IFRS 第 19 号の結果的修正として公表し、これを新基準または修正基準の付録に含める。

IFRS 第 19 号の策定に当たって、IASB は、2021 年 2 月 28 日時点の IFRS 会計基準における開示要求を考慮に入れた。その後追加または修正された基準の開示要求は変更を加えずに含まれている。IASB は、2021 年 2 月 28 日から 2024 年 5 月の間に、IFRS 会計基準に追加または修正された開示要求に関する IFRS 第 19 号の修正案である「キャッチアップ」公開草案を公表する。本稿執筆時点では、キャッチアップ公開草案は 2024 年 3 四半期に公表される見込みである。

さらなる情報

IFRS 第 19 号についてご質問がある場合は、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したりは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。

“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301